

奪われた48年

－市民集会に参加して－

2014年9月23日

9月から法科大学院で「会計学」を教えています。大学院の掲示板に「奪われた49年～袴田事件を繰り返さないために～」のパンフが貼っていました。

日本弁護士連合会主催の市民集会のお知らせですが、9月22日(月)はちょうど授業のない日でしたので、参加しました。

第1部「えん罪被害者の声」では、袴田巖さんの姉の秀子さん、そして三鷹バス痴漢えん罪事件の被害者津山正義さん(2014年7月、逆転無罪確定、東京高裁)のお話を聞きました。

袴田事件は今年3月に再審議決定がなされ、48年もの長期拘束から解放されました。テレビなどで大きく報道されましたが、津山さんの事件は知らない人もいますかと思えます。

津山さんのきわめて真摯なお話しぶりにはいたく感銘しました。袴田事件のような死刑判決を受ける重大事件ではありませんが、ことの本質はまったく同じです。

郵便不正事件で村木厚子さんが無罪になったのは(2010年9月)、記憶に新しいことです。ちなみに、村木さんは私の母校(土佐高校)の先輩です。

第2部パネルディスカッション「取り調べの可視化は、

今」では、要するに袴田事件を繰り返さないため、何をすべきかでした。

「可視化」という言葉は、個人的にあまり好きではありませんが、「見える化」ではくだけすぎて、法律の場にふさわしくないでしょう。

最近、「鈍感力」など、なんでも後ろに「力」をつける「××力」が流行っています。それと何か同じ風潮を感じるからです。

外来語ですが、「××ハラ」（ハラスメント）もまた同じです。

それはともかく、法制審議会の刑事司法制度改革の答申が9月18日にでました。そこでは、取り調べの可視化の対象を2つにしています。

裁判員裁判対象事件（殺人、傷害致死、放火など）と（警察が捜査する事件でなく）検察の独自捜査事件の2つです。

これでは、対象が狭すぎて、津山さんの事件などは対象になりません。

津山さんのお話を聞けば、殺人のような重大事件でなくとも、えん罪でどれだけ被害者やその家族・関係者が苦しむかがわかります。その点は、事件の重大性いかにかわりません。

マスコミの責任も重大で、新聞などにでると、まるで犯人扱いのようになります。読者は、「容疑者」と書かれ

ていても、そう思ってしまいます（容疑者≒犯人）。

えん罪は犯罪です。えん罪を導いた権力側のひとたちはどう裁かれるのか、検事が検事の犯罪を立証する、いわば身内の戦いですが、こちら側も見て行く必要があるでしょう。

また、今回のパネルディスカッションでは、おもに弁護士と検察が当事者（主役）のようでしたが、やはり裁判官との3者の関係で、このえん罪の根っ子を掘り起こすべきでしょう。

蛇足ですが、会場の前が日比谷公園で、ちょうどオクトーバー・フェストで賑わっていました。

集会終了後、もう9時近くになっていましたが、ドイツビールを飲みながら、集会の余韻にひたって、そんなことなど考えていました。

取調べの可視化を求める市民集会

JABA 日本弁護士連合会

奪われた48年 ～袴田事件を繰り返さないために～

●日時 2014年9月22日(月)

18:30～20:30 (18:00 開場)

●場所 弁護士会館2階講堂クレオ

(東京都千代田区霞が関1-1-3)
※東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅B1-b出口から直結

●入場無料・事前申込不要(先着500名)

●プログラム

◆第1部 えん罪被害者の声

～本人と家族の苦しみに耳を傾ける～

お話 袴田 秀子 さん
(袴田事件・袴田巖さんの実姉)
津山 正義 さん
(三鷹バス痴漢えん罪事件・えん罪被害者)

◆第2部 パネルディスカッション
「取調べの可視化は、今」

パネリスト

神津 里季生 日本労働組合総連合会事務局長
(法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会委員*)
後藤 昭 青山学院大学法務研究科教授(同特別部会委員*)
小坂井 久 弁護士(同特別部会幹事*)
小川 秀世 弁護士(袴田事件弁護人)

コーディネーター

森 直也 弁護士(大阪弁護士会)

2014年3月、死刑確定者であった袴田巖さんの再審開始決定がなされ、48年間にわたる身体拘束から解放されました。

この事件で裁判所は、45通の自白調書のうち、44通は違法な取調べによるものとして証拠から排除しながら、1通だけは、証拠として認めてしまったのです。しかし、なぜ1通だけが証拠とされたのか、到底理解することはできません。そして、この誤った判決を正すまで48年以上の時間を要しているのです。

袴田事件は決して「過去」の話ではありません。作られた自白によるえん罪は今も後を絶ちません。えん罪を生み出さないために始まった「取調べの可視化」法制度化の動きは、いよいよ大詰めの段階を迎えています。

袴田事件を繰り返さないため、何をなすべきか。袴田さんの姉である袴田秀子さん、無罪判決が確定した三鷹バス痴漢えん罪事件の津山正義さんからお話をうかがい、取調べの可視化について皆さんとともに考えます。



* 両書は特別部会が開かれていた当時のものです。

★集会の様子は、ユーチューブで配信します。
<http://www.ustream.tv/channel/kashika-sympo20140922>

■主催/日本弁護士連合会 ■共催/東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会
■お問い合わせ/日本弁護士連合会 法制部法制第二課 TEL 03-3580-9904